

## 重要事項説明書別紙

### ① 基本料金

	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護費	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1	38,295円	3,830円	7,659円	11,489円
要支援2	77,389円	7,739円	15,478円	23,217円
要介護1	116,083円	11,609円	23,217円	34,825円
要介護2	170,607円	17,061円	34,122円	51,183円
要介護3	248,184円	24,819円	49,637円	74,456円
要介護4	273,914円	27,392円	54,783円	82,175円
要介護5	302,019円	30,202円	60,404円	90,606円

### ② 利用者の状態や職員体制によって加算される料金

(介護保険の区分支給限度基準額には含まれません。要支援は\*のみ。)

加算項目	算定要件	加算費用 (日/月)	1割	2割	3割
* 初期加算	利用開始した日から 30 日間	333円/日	34円/日	67円/日	100円/日
認知症 加算 I	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置</li> <li>○ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合</li> <li>○ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催</li> <li>○ 認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施</li> <li>○ 介護職員、看護職員ごとの認</li> </ul>	10,212円/ 月	1,022円/ 月	2,043円/ 月	3,064円/ 月

	知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定				
認知症 加算Ⅱ	○ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配 ○ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ○ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	9,879円/ 月	988円/ 月	1,976円/ 月	2,964円/ 月
認知症 加算Ⅲ	認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ・Ⅳ・Mの場合	8,436円/ 月	844円/ 月	1,688円/ 月	2,531円/ 月
認知症 加算Ⅳ	要介護2かつ認知症高齢者の日常生活自立度がⅡの場合	5,106円/ 月	511円/ 月	1,022円/ 月	1,532円/ 月
*若年性認 知症利用者 受入加算	該当する利用者ごとに個別に担当者を定め、特性やニーズに応じてサービスを提供する場合	8,880円/ 月	888円/月	1,776円/ 月	2,664円/ 月
看護職員 配置加算Ⅰ	常勤看護師1名配置	9,990円/ 月	999円/月	1,998円/ 月	2,997円/ 月
看護職員 配置加算Ⅱ	常勤准看護師1名配置	7,770円/ 月	777円/月	1,554円/ 月	2,331円/ 月
看護職員 配置加算Ⅲ	常勤換算で看護職員1名配置	5,328円/ 月	533円/月	1,066円/ 月	1,599円/ 月
看取り連携 体制加算	看取り期において、看護師による24時間連絡体制を確保したうえで、対応方針に基づいて説明・同意の上でサービスを実施した場合	710円/日	71円/日	142円/日	213円/日
*生活機能 向上	訪問・通所リハビリテーションを提供している医療機関の専門	1,110円/ 月	111円/月 または	222円/月 または	333円/月 または

連携加算	職から助言を受けて機能訓練を提供した場合	または 2,220円/ 月	222円/月	444円/ 月	666円/ 月								
* 口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中(6か月に1回)口腔及び栄養状態を確認している場合	222円/回	23円/回	45円/回	67円/日								
訪問体制強化加算	事業所が提供する訪問サービスを担当する常勤の職員を2名以上配置し、事業所における1月あたりの延べ訪問回数が200回以上の場合	11,100円/ 月	1,110円/ 月	2,220円/ 月	3,330円/ 月								
* 総合マネジメント体制強化加算	<p>①多職種協働で適切に連携し小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている場合</p> <p>②地域住民との交流を図り、地域行事や活動等に参加している場合</p> <p>③日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること</p> <p>④必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること</p> <p>⑤地域住民等との連携により地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること</p> <p>⑥障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること</p> <p>⑦地域住民等、他事業所等と共に事例検討会、研修会等を実施していること</p> <p>⑧市町村が実施する通いの場や</p>	<p>総合マネジメント体制強化加算Ⅰ ①～④を実施していること + ⑤～⑧のうちひとつ以上実施していること</p> <table border="1"> <tr> <td>13,320円/ 月</td><td>1,332円/ 月</td><td>2,664円/ 月</td><td>3,996円/ 月</td></tr> </table> <p>総合マネジメント体制強化加算Ⅱ ①～④を実施していること</p> <table border="1"> <tr> <td>8,880円/ 月</td><td>888円/ 月</td><td>1,776円/ 月</td><td>2,664円/ 月</td></tr> </table>				13,320円/ 月	1,332円/ 月	2,664円/ 月	3,996円/ 月	8,880円/ 月	888円/ 月	1,776円/ 月	2,664円/ 月
13,320円/ 月	1,332円/ 月	2,664円/ 月	3,996円/ 月										
8,880円/ 月	888円/ 月	1,776円/ 月	2,664円/ 月										

	在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること				
*科学的介護推進体制加算	利用者ごとのケアに関する基本情報データを厚生労働省に提出したうえで、データを活用したケアプランの実施を行った場合	444 円/月	45 円/月	89 円/月	134 円/月
生産性向上推進体制加算 I	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(II)の要件を満たし、(II)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。</li> <li>○見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。</li> <li>○職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。</li> <li>○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。</li> </ul>	1,110 円/月	111 円/月	222 円/月	333 円/月
*生産性向上推進体制加算 II	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。</li> <li>○見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。</li> <li>○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。</li> </ul>	111 円/月	12 円/月	23 円/月	34 円/月
*サービス提供体制加算 I	職員の研修・会議を定期的に開催したうえで、配置職員の内介護福祉士が70%以上	8,325 円/月	833 円/月	1,665 円/月	2,498 円/月

	または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上				
*サービス提供体制 加算Ⅱ	職員の研修・会議を定期的に開催したうえで、配置職員の内介護福祉士が50%以上	7,104円/ 月	711円/ 月	1,421円/ 月	2,132円/ 月
*サービス提供体制 加算Ⅲ	職員の研修・会議を定期的に開催したうえで、配置職員の内介護福祉士が40%以上または常勤職員が60%以上もしくは勤続7年以上の職員が30%以上	3,885円/ 月	389円/ 月	777円/ 月	1,166円/ 月
*介護職員処遇改善加算Ⅰ(月額)		月毎の所定総単位数の14.9%を乗じた単位数			
*介護職員処遇改善加算Ⅱ(月額)		月毎の所定総単位数の14.6%を乗じた単位数			
*介護職員処遇改善加算Ⅲ(月額)		月毎の所定総単位数の13.4%を乗じた単位数			
*介護職員処遇改善加算Ⅳ(月額)		月毎の所定総単位数の10.6%を乗じた単位数			

- 月ごとの包括料金のため、利用者の体調不良や状態の変化等により、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、多かった場合どちらでも、日割りでの割引または増額はしません。月途中入院中であっても同様とします。
- 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。尚、この場合の「登録日」とは、利用者と当事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を指し、「登録終了日」とは、利用者と当事業所の利用契約を終了した日を指します。
- 利用者が、まだ要支援・要介護認定を受けていない場合又は介護保険料の滞納がある場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。区市町村へ申請すると償還されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された金額に合わせて利用者の負担額も変更となります。

利用者に提供する食事及び宿泊にかかる費用は別途いただきます(次項②参照)。

### ③ 介護保険の給付対象とならないサービスの利用料金

食事代	朝食 308円 昼食 600円 おやつ 77円 夕食 580円
特別な食事の提供	利用者の希望による外出食、出前、行事食等の実費相当分
宿泊に要する費用	一泊 2,210円
緊急時の入院、通院時の送迎費用	緊急時の入院等でサービス実施地域以外への送迎時など 片道2kmまで1,800円 その後1km毎に50円増 (日常的なサービスの提供は致しません。緊急やむを得ない場合のみの利用となります。)
おむつ代	紙おむつ 1枚 100円 紙パンツ 1枚 80円

	尿取りパット 1枚50円
理美容	毎月の予定を決める際に別途案内します。
趣味、余暇活動	事業所が主催する行事や利用者に合わせた趣味、余暇活動を行います。材料費等実費をいただくことがあります。

年 月 日

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に際し、「おあしす上井草小規模多機能ホーム指定(介護予防) 小規模多機能型居宅介護利用契約書」及び本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

事業所 おあしす上井草小規模多機能ホーム

(指定事業者番号 : 1391501093 )

所在地 東京都杉並区上井草三丁目33番10号

説明者 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は、「おあしす上井草小規模多機能ホーム指定(介護予防) 小規模多機能型居宅介護利用契約書」及び本書面に基づき、事業所から重要事項の説明を受け、これを了承しました。

その上で、私は「おあしす上井草小規模多機能ホーム指定(介護予防) 小規模多機能型居宅介護利用契約書」第10条第2項・第3項に基づき、「おあしす上井草小規模多機能ホーム」が(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスを提供する上での必要な範囲で、私および私の家族の個人情報を、収集、保有、利用及び第三者へ提供することに同意します。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 住所 \_\_\_\_\_

(家族等代表者)

氏名 \_\_\_\_\_ 印